

岩手県告示第637号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成21年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
  - 2 都市計画を変更した土地の区域 盛岡市盛岡駅前通から盛岡市下飯岡20地割まで（別紙図面のとおり）
  - 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課、盛岡地方振興局土木部及び盛岡市役所
- 備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。